

孺恋村景観形成ガイドライン

平成27年2月

孺恋村

孺恋村景観形成ガイドライン

目次

景観形成ガイドラインとは	1
1.1. ガイドラインの目的	1
1.2. ガイドラインの使い方	2
1.3. ガイドラインの見方	3
2. 景観計画に基づく届出	5
2.1. 届出が必要な行為	5
<建築物>	5
<工作物>	6
<その他>	7
2.2. 届出の手の続の流れ	9
2.3. 届出に必要な書類	10
3. 景観形成基準の解説・例示	14
3.1. 建築物	14
3.2. 工作物	26
3.3. 土石採取、その他土地の形質変更	33
3.4. 木竹の伐採	34
3.5. 屋外における物品の集積又は貯蔵	36
3.6. 特定照明	39
3.7. 屋外広告物	41
4. 景観形成基準における建築物等の色彩基準について	42
4.1. 色彩の基準<マンセル表色系>	42
4.2. 色彩の景観形成基準に関するマンセル値化の検討	44
4.3. 色彩の基準に関する定量化について	46
4.4. 色彩の基準	47

景観形成ガイドラインとは

1.1. ガイドラインの目的

嬭恋村では、平成26年12月25日に、景観法に基づいた「嬭恋村景観計画」を策定しました。この計画は、「嬭恋村ブランドづくり」の実現に向けて、将来にわたって安心して住み続けられる、そして、子孫へその資産を受け継いでいく“村づくり”の仕組みを構築するために、景観づくりの基本方針、基準などを定めたもので、平成27年4月1日より効力が発生します。

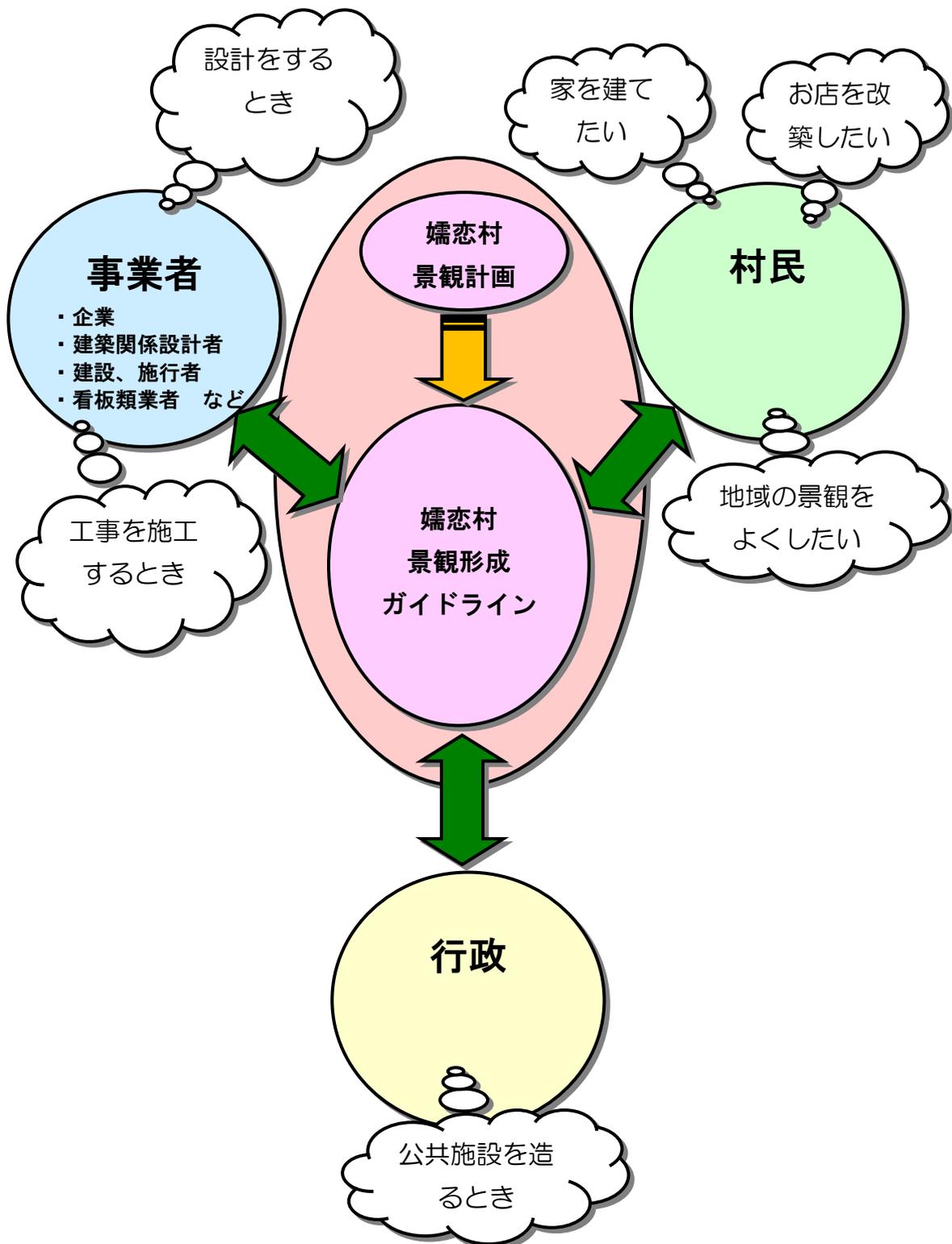
良好な景観をつくるためには、村民・事業者・行政といった嬭恋村に関わるすべての人が、嬭恋村の景観の価値を理解しながら、お互いに協力し合い、色々な面で景観に配慮する中で工夫やアイデアを考え、積み上げていくことが大切です。

「嬭恋村景観形成ガイドライン」は、「嬭恋村景観計画」において定める景観形成基準の各項目について、分かりやすく解説・例示したものです。良好な景観を形成するためのイメージを描く際の手引書として、広く用いられることで、村民・事業者・行政協働のもと、景観づくりを推進するという目的で作成しました。



1.2. ガイドラインの使い方

このガイドラインは、孺恋村において建築等をおこなう事業者だけではなく、村民、行政担当者、その他孺恋村の景観づくりに関わるすべての人々を対象としています。



1.3. ガイドラインの見方

はじめに 孺恋村景観計画を確認する



孺恋村景観計画

STEP 1 届出対象行為の区分を確認する

≫ 届出が必要な行為 5 ページから

対象となる区域

景観計画に基づく届出の対象行為の区域によって、景観形成基準と届出手続きが異なるので、これから行おうとしている行為がどの区域に該当するかをはじめに確認してください。
区分を示しています。

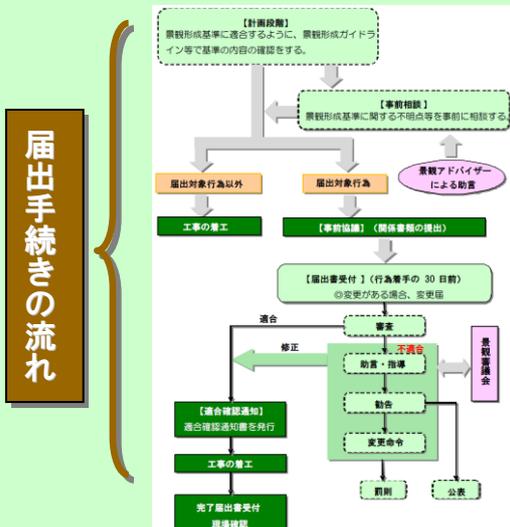
行為の種類	区域	対象となる様相
新築、改築、増築若しくは修繕 外観の模様替え、色彩の変更	全	・建築物の高さが15mを超えるもの ・建築面積1,000㎡を超えるもの
	商	・建築物の新・増・改築、移動部分の階数が地上3層以上のもの ・建築面積1,000㎡を超えるもの
	環	・建築物の新・増・改築、移動部分の階数が地上3層以上のもの ・リゾートマンション等の新・増・改築 ・特殊建築物の新・増・改築で、延べ床面積が250㎡以上のもの
別	別	・建築物の新・増・改築、移動部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	音	・建築物の外観の変更で、変更の面積が10㎡を超えるもの

届出対象行為の範囲

STEP 2 届出の手續内容を確認する

≫ 届出の手續の流れと届出に必要な書類 9 ページから

景観計画に基づく届出手続の流れと届出に必要な書類を示しています。



行為	種類	幅尺	回数
建築物及び工作物の新築、増改築、外観の修繕	位置図	2500分の1以上	2
	配置図	100分の1以上	2
	各面の立面図	100分の1以上	2
建築物及び工作物の修繕	外部仕上げ材見本		2
	図説カラー写真		2
建築物及び工作物の模様替え、色彩の変更	図説カラー写真		2
	図説カラー写真		2
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
制の外観の変更を伴う建築物の修繕又は土石等の採取	図説カラー写真		2
	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
土地の区画形質の変更	計画断面図	500分の1以上	2
	位置図	2500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
木竹の伐採又は移植	図説カラー写真		2
	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
水面の埋め立て又は干拓	計画断面図	500分の1以上	2
	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
屋外広告物及び特定照明の設置	図説カラー写真		2
	位置図	2500分の1以上	2
	完成予想図・パース(着色)又は製品写真等		2
	図説カラー写真		2

届出に必要な書類の一覧表

STEP 3

景観形成基準の内容を確認する

≫ **景観形成基準の解説・例示 PO**

景観形成基準を届出対象行為の区分ごとにイラスト、写真によって分かりやすく解説しています。



2. 景観計画に基づく届出

2.1. 届出が必要な行為

<建築物>

行為の種類	区域	対象となる規模
新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	全	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さが15mを超えるもの ・建築面積1,000㎡を超えるもの
	商	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新・増・改築、移転部分の階数が地上3階以上のもの ・建築面積1,000㎡を超えるもの
	環	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新・増・改築、移転部分の階数が地上3階以上のもの ・リゾートマンション等の新・増・改築 ・特殊建築物の新・増・改築で、延べ床面積が250㎡以上のもの
	別	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新・増・改築、移転部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	普	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観の変更で、変更の面積が10㎡を超えるもの

<対象除外>

- ①建築物の新・増・改築、移転部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
- ②外観の模様替えまたは色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの
- ③改築で、外観の変更を伴わないもの
- ④工事に必要な仮設の建築物

<工作物>

行為の種類	区域	対象となる規模
新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	全	垣、柵、塀の類 ・高さ2m、かつ長さ50mを超えるもの
	商	電波塔、電柱、金属柱、高架水槽、彫像の類 ・高さ15mを超えるもの
	環	遊戯施設、貯蔵施設、処理施設の類 ・高さ15m、又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	別	

<対象除外>

- ①改築で、外観の変更を伴わないもの
- ②建築物と一体となって設置されるものの新築で、高さ1.5m以下のもの
(遊戯施設、貯蔵施設、処理施設の類に該当する場合は、当該行為に係る部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く)
- ③改築または増築で、高さが改築または増築前の高さ以下のもの
(遊戯施設、貯蔵施設、処理施設の類に該当する場合は、当該行為に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く)
- ④工事に必要な仮設の工作物

<その他>

行為の種類	区域	対象となる規模
土石採取、その他土地の形質変更	全 商 環 別	<ul style="list-style-type: none"> 行為面積が、1,000 m²を超えるもの 高さ5m、かつ長さ10mを超える法面又は擁壁を生じるもの
	環 別	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、行為面積が300 m²を超え、かつ高さ1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 土地の用途変更を目的とした伐採面積が1,000 m²を超えるもの
	環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、溪流に面した崩壊のおそれのある林地、傾斜30度以上の林地に該当するもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5m又は1,000 m²を超えるもので、堆積期間が90日を超えるもの
	環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、高さ1.5m、かつ面積100 m²を超えるもの
水面の埋め立てまたは干拓	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る土地（湧水地、沢、湿地帯等の集水域も含む）及び、その周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
特定照明	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から容易に見える位置にある届出の対象となる建築物、工作物の形態、意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が90日を超えるもの
屋外広告物	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> ネオン、イルミネーション及び光源を点滅させているもの 内部照明式看板のもの

<対象除外>

土石採取、その他土地の形質変更

■地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石採取等

- ①非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの

■土地の区画形質の変更

- ①工事に必要な仮設の建築物又は工作物に係るもの
- ②農林漁業を営むためにおこなうもの
- ③既存の建築物又は工作物の管理のために必要なもの
- ④非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの

木竹の伐採

- ①間伐・枝内・整枝等の木竹の保育のため通常おこなわれる木竹の伐採
- ②枯損した木竹又は倒壊等危険のある木竹の伐採
- ③自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ④仮植した木竹の伐採
- ⑤農林漁業を営むもの
- ⑥非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

- ①外部から見通すことができない場合での物品の集積又は貯蔵
- ②期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
- ③農林漁業を営むために必要なもの
- ④非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの
- ⑤工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するもの

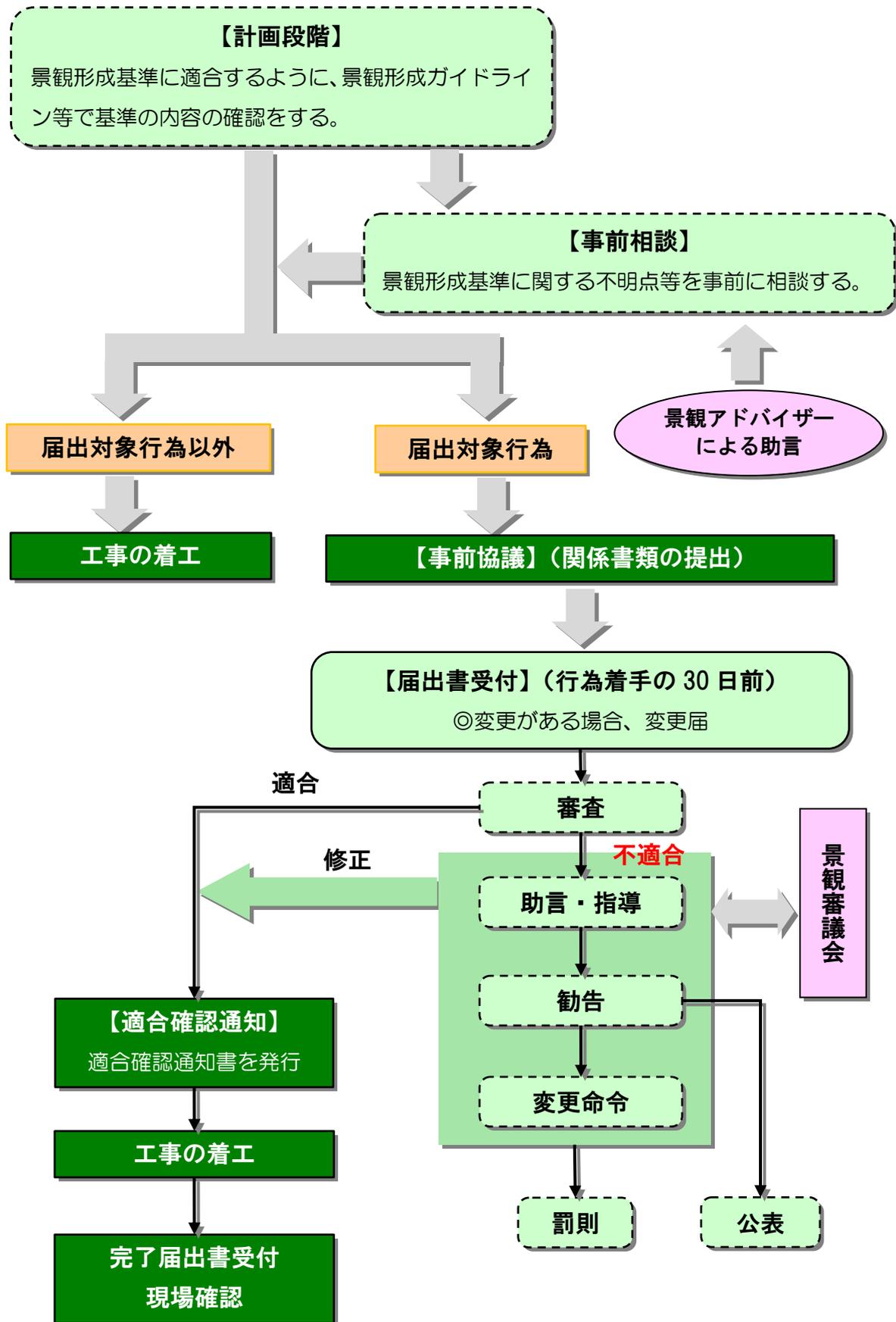
水面の埋め立てまたは干拓

- ①河川管理者等の指導、助言に従って行うもの

その他

- ①自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為

2.2. 届出の手続の流れ



2.3. 届出に必要な書類

婦恋村景観条例施行規則第3条に基づき、届出に必要な書類・図面は以下のとおりとなります。

なお、次ページ以降に行方届出書及び変更行方届出書の様式を添付します。（様式は村のホームページからもダウンロードできます。）

別表第1(第3条関係)

行為	図書		
	種類	縮尺	部数
建築物及び工作物の新築、増改築、外観の修繕	位置図	2500分の1以上	2
	配置図	100分の1以上	2
	各面の立面図	100分の1以上	2
	外部仕上げ材見本		2
	現況カラー写真		2
建築物及び工作物の移転	添付書類なし		2
建築物及び工作物の外観の様式替え、色彩の変更	外部仕上げ材見本		2
	現況カラー写真		2
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
土地の区画形質の変更	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
木竹の伐採又は植栽	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
水面の埋め立て又は干拓	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
屋外広告物及び特定照明の設置	位置図	2500分の1以上	2
	完成予想図・パース（着色） 又は製品写真等		2
	現況カラー写真		2

<景観計画区域における行為届出書>

嬭恋村景観条例施行規則第3条に基づき、景観計画区域における行為届出書は以下のとおりです。

様式第1号(第3条関係)

景観計画区域における行為届出書

年 月 日

嬭恋村長様

(行為者)

住 所

氏 名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

設計者住所、氏名		住 所	
		氏 名	
		電話番号	
対象行為の場所		嬭恋村	
区 分		嬭恋村景観計画区域・景観形成重点地区()の届出	
対象行為の期間		着手予定日： 年 月 日 ~ 完了予定日： 年 月 日	
対象行為の種類		<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工 作 物	<input type="checkbox"/> 新築 (添付書類①②④⑤⑥) <input type="checkbox"/> 増改築 (添付書類①②④⑤⑥) <input type="checkbox"/> 修繕 (添付書類①②④⑤⑥) <input type="checkbox"/> 移転 (添付書類①④⑤) <input type="checkbox"/> 撤去 (添付書類無し) <input type="checkbox"/> 外観の模様替え (添付書類④⑥) <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更 (添付書類④⑥)
			<input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採又は植栽 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 水面の埋め立て又は干拓 (添付書類①③④) <input type="checkbox"/> 屋外広告物及び特定照明の設置 (添付書類①④⑧)
概要	用 途	建築面積、建設面積	m ²
	構 造	造 階	外壁色彩のマンセル値 色相 () / 彩度 ()
	高 さ	m	屋根色彩のマンセル値 色相 () / 彩度 ()
	棟 数、戸 数	棟 戸	
添 付 書 類		① 位置図 ② 各面の立面図 ③ 計画平面図 ④ 現況カラー写真 ⑤ 配置図 ⑥ 外部仕上げ材見本 ⑦ 計画断面図 ⑧ 完成予想図・パース (着色) 又は製品写真等	
※ 処 理 欄 (記入しないでください)			

<景観計画区域における行為変更届出書>

嬭恋村景観条例施行規則第3条に基づき、景観計画区域における行為変更届出書は以下のとおりです。

様式第2号(第3条関係)

景観計画区域における行為変更届出書

年 月 日

嬭恋村長様

(行為者)

住 所

氏 名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第16条第2項の規定により、届出事項の変更について、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

対象行為の場所	嬭恋村
区 分	嬭恋村景観計画区域・景観形成重点地区()の届出
当初の届出年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	(変更前)
	(変更後)
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日
※ 処 理 欄 (記入しないでください)	

＜景観計画区域における行為完了届出書＞

嬭恋村景観条例施行規則第7条に基づく、景観計画区域における行為完了届出書は以下のとおりです。

様式第6号(第7条関係)

景観計画区域における行為完了届出書

年 月 日

嬭恋村長様

(行為者)

住 所

氏 名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること

嬭恋村景観条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

行為地の所在	嬭恋村
区 分	嬭恋村景観計画区域・景観形成重点地区()の届出
対象行為の種類	
行為届出日	年 月 日
適合通知日	年 月 日
行為着手日	年 月 日
行為完了日	年 月 日
添付資料	行為完了時点の現場写真
※ 処 理 欄 (記入しないでください)	